

令和4年6月6日

部活動に係る活動方針

京都府立城陽支援学校
高等部ビジネス総合科

京都府教育委員会が平成31年4月に改訂した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、本校の「部活動に係る活動方針」を策定する。

1 部活動の意義（目的）

- (1) 部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすものである。
- (2) 同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、在学中のみならず卒業後、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や余暇活動の充実、豊かな人間性を育む基礎となるものである。

2 本校の部活動の在り方

- (1) 本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人一人の生徒が、学校に軸足を置いた生活を送れるよう、生徒全員がいずれかの部活動に加入し、活動することとする。
- (2) 部活動をとおして、一人一人の生徒が学級や学年の枠を超えた仲間や教職員（顧問）等と密接に触れ合い、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、より良く生きるための社会性、人間性を育むとともに、部活動が生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。
- (3) 個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

3 設置部活動

陸上部、屋外球技部、卓球部、ダンス部、文化活動部の5部とする。

4 部活動登録

- (1) 全員がいずれかの部活動に登録し1年間活動する。原則として年度途中の転部は認めない。
- (2) 登録は毎学年4月に行う。

5 活動時間・休養日の設定

- (1) 活動時間
原則として月曜日、火曜日、金曜日（週3回）の放課後1時間程度とする。
夏季休業中には数日、午前中に1時間程度実施する。
- (2) 休養日
原則として水曜日、木曜日、土曜日、日曜日を休養日とする。

6 活動計画

生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定するとともに、活動方針・活動計画（年間・月間）を作成することとする。